

女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び 同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について

平成25年11月
男女共同参画会議
監視専門調査会

男女共同参画会議は、平成25年4月26日、当専門調査会の今後の調査方針として「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況の監視を行い、同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見の取りまとめを行う」ことを決定した。

同決定を受けて、当専門調査会は、同年5月31日以降7回にわたり、女子差別撤廃委員会からの我が国の第6回定期報告に対する最終見解（平成21年8月。以下「最終見解」という。）への対応に係る政府の取組状況等について、関係府省及びNGOから説明を聴取しつつ議論を重ね、今般、以下のとおり意見を取りまとめた。この過程においては、最終見解における指摘事項への各府省における対応状況を別添のとおり取りまとめるとともに、女性に対する暴力・人身取引に関する部分については、女性に対する暴力に関する専門調査会と合同で会合を開催するなど、同調査会の専門的知見を意見に取り込むことにも努めた。

政府においては、最終見解への対応に関し、関係府省の適切な役割分担と緊密な連携の下、1. の意見を踏まえて更なる取組を推進するとともに、女子差別撤廃委員会に対する次期定期報告（以下「報告」という。）の準備に当たっては、2. に掲げる事項に十分留意されたい。

1. 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る取組状況に関する意見

(1) 総論

- 「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月閣議決定。以下「第3次基本計画」という。）は、最終見解における指摘事項について点検しながら策定されたものである。政策の立案から評価に至るPDCAサイクルの中で男女共同参画の視点を反映していくとともに、第3次基本計画に掲げられた数値目標の進捗も踏まえつつ、第3次基本計画に掲げられた具体的施策の一層の推進を図るとともに、最終見解における指摘事項について、女子差別撤廃条約の積極的遵守の観点から、締約国として誠実な対応を図っていく必要がある。
- 男女共同参画を推進するための活動は、男女の人権の尊重を始めとする男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に定める基本理念を基盤に、地域を取り巻く環境の違いも勘案しながら、各地方公共団体等において特色ある様々な取組が進められている。他方で、地方公共団体では、行政体制・事務の

効率化を進める中で、男女共同参画を担当する職員の専門性を確保することが困難になっているとの指摘がある。基本問題・影響調査専門調査会が現在行っている検討の結果も踏まえて、地域における活動に関する先進事例等の情報収集・提供、ネットワークの構築等に取り組む必要がある。

- ・ 地域における取組が幅広い年齢層の人材によって支えられるよう、地方公共団体とも連携して、とりわけ若年層の男女に対して身近な問題にも関わりを持たせるなどして男女共同参画への関心を高めるための情報提供、広報啓発等を行う必要がある。

(2) 各論

ア 民法改正関係

- ・ 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法（明治29年法律第89号）の規定が違憲であるとの最高裁判所の決定（平成25年9月4日）を受けて、先般、国会に提出された民法の一部を改正する法律案は、違憲判断がされた同規定を改正する内容となっている。本年9月に女子差別撤廃委員会から上記規定への対応を含む民法改正に係る勧告が履行されていないとの評価を受けていることを踏まえれば、今般の措置にとどまらず、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入及び再婚禁止期間の短縮に係る民法改正及び出生届の記載事項に係る戸籍法（昭和22年法律第224号）の改正について、引き続き法案の提出に向けて努力する必要がある。その際、最終見解の中で、我が国の本件取組の説明に関し、世論調査を用いていることについて懸念が表明されていることに留意すべきである。
- ・ 選択的夫婦別氏制度に関しては、その意義や想定されている内容、氏の選択に関する現状等について広く情報提供することなどにより、国民各層におけるより深い理解を促しつつ、その議論の裾野を広げるよう取り組む必要がある。

イ 雇用関係

- ・ 暫定的特別措置については、第3次基本計画の策定と関連の取組に対して女子差別撤廃委員会から平成23年11月に最終見解の勧告の履行を歓迎するとの見解が示されており、その後も、男女共同参画担当大臣による政党や閣僚への働きかけ、上場企業における役員・管理職への女性登用等に係る内閣総理大臣から経済界への要請等、相応の前進と積極的な取組が見られる。他方で、例えば、ポジティブ・アクションに取り組む企業数の割合は増加しつつも、民間企業の管理職に占める女性割合は諸外国に比べると著しく低く、その増加のペースも緩やかなものにとどまるなど、引き続き一層の努力が求められる状況にもある。

「2020年30%の目標」に向け、女性の参画の状況を明らかにしながら、政治分野や学校教育分野等も含め、公的分野において引き続き計画的な取組を行うとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業の社会的評価が高ま

るよう企業の取組を後押しするなどの施策を推進する必要がある。

- ・ 同一価値労働同一賃金に関する取組について、厚生労働省がパートタイム労働者に関する職務評価の実施ガイドラインや男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン等を作成・公表していることは一定の評価ができる。今後、ガイドラインで示された職務評価の手法の導入を推進するとともに、これらの取組を含め、賃金格差の改善に向け、官民間問わず同一価値労働同一賃金に関する取組を進める必要がある。
- ・ 家庭と仕事の両立に関し、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において関連する取組を位置づけ、内閣を挙げて強力に推進している点は高く評価できる。企業の女性の活躍に関する情報の「見える化」を進める際に、就職活動をする学生等がワーク・ライフ・バランスの観点からも当該企業の検討をすることができるよう、時間外労働の状況についても開示する情報に含めることを検討する必要がある。また、希望する男女が育児休業を取得しやすくするため、職場環境の整備の働きかけや、育児休業中の経済的支援の強化に係る検討を進めるとともに、男性の育児休業取得を促進する観点から、男性の育児休業取得者のロールモデル事例集の作成、「イクメン」の普及等に取り組む必要がある。

ウ 女性に対する暴力・人身取引関係

- ・ 警察職員、裁判官、婦人相談員を始め女性に対する暴力の被害者と接する機会の多い公務員を対象とする研修機会の充実等、女性に対する暴力の被害者への支援に係る取組には一定の前進が見られる。今後も引き続き、女性に対する暴力を始めとする男女共同参画に関わる研修の充実に取り組む必要がある。

また、女性に対する暴力等についての相談業務に当たる婦人相談員、男女共同参画センターや配偶者暴力相談支援センター等の相談員について、より一層の育成のため、その専門性の向上に資する機会の提供、経験や能力が継続的にいかされるような雇用の確保等による支援に取り組む必要がある。

- ・ 性犯罪被害者の支援をより一層充実させるため、被害者への適切な対応が可能な医療機関を増加させる観点から、医療機関に対して二次的被害を防止するための研修機会を提供するとともに、医療機関における支援体制の強化や被害者から採取した証拠資料を保管する場合の適切な保管の在り方について検討を行う必要がある。また、被害者から採取した証拠資料を保管する場合の保管方法について、医療機関等に対して周知する必要がある。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日まで）について、同時期又は近接して行われ、対象の一部が共通する他の啓発活動との差別化を意識しつつ、それらの運動と相乗効果が上がるよう、期間中の広報や取組を工夫する必要がある。
- ・ 女性に対する暴力をなくすための抜本的な対策として、若年層に対する教育啓発を進めるとともに、適正な処罰や更生のための的確な処遇の実施等加

害者への対策の在り方を検討する必要がある。

- ・ 女性に対する暴力に関し、各府省が実施している調査結果や収集したデータを総合的に分析し、これを基礎としてより実効的な取組につなげていく必要がある。
- ・ 人身取引対策を一層推進するために、経済的側面も含めて被害者に対する適切な公的支援の在り方を検討するとともに、摘発件数に地域差が見られる理由を分析し、地域ごとの実態に即した対策を講じることを促す必要がある。
- ・ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の一環として、人身取引に係る諸外国の取組について、例えば男女共同参画会議の下に設けられる専門調査会の場を活用するなどして分析を一層進める必要がある。

エ 健康関係

- ・ 生涯を通じた男女の健康の保持増進を図るため、特に、若年層の男女に対し、妊娠・出産を含めた心身の健康保持についての情報提供及び相談体制の強化に積極的に取り組む必要がある。
- ・ 配偶者からの暴力被害者や性犯罪被害者の人工妊娠中絶に係る同意の在り方をめぐる課題について検討を行う必要がある。

オ 社会的弱者関係

- ・ 配偶者等からの暴力被害者に対する支援に関する情報、母子家庭に対する支援に関する情報等について、外国人である女性が理解できるよう、多言語での情報提供の充実に取り組む必要がある。
- ・ 母子家庭の生活の自立に重要な養育費確保のため、離婚の際の養育費の取決めの際に家庭裁判所における調停手続等の利用が促進されるよう、手続のより一層の周知及び利用しやすい手続の検討等の取組を推進する必要がある。
- ・ いわゆるマイノリティの人々を主たる対象とする施策に関する方針等を検討する際は、当事者が会議等の議論に参画できるよう努めるとともに、代表者の選定に当たって男女のバランスに留意する必要がある。

カ 国際的協調関係

- ・ 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」について、最終見解においてその批准の検討が奨励されていることを念頭に、批准する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討に着手する必要がある。
- ・ 女子差別撤廃委員会が我が国の定期報告等に対して今後表明する見解については、男女共同参画会議の下で監視機能を担う専門調査会等において早い段階から関係府省の役割分担、指摘事項への対処方針等を聴取し、女子差別撤廃条約の積極的遵守の観点から必要な対応を働きかけるなど、国内本部機構の監視機能を一層強化する必要がある。

2. 次期定期報告を準備する際に留意すべき事項

(1) 総論

- ・ 報告を作成するに当たっては、「人権諸条約の締約国による報告の様式及び内容に関するガイドライン」(2009年6月3日国連事務総長報告)を踏まえ、実施済又は実施中の施策についての説明にとどまらず、可能な限り、現状分析や改善のための方策、進捗状況等について記載するとともに、現段階では実施が困難な事項についても、その理由、今後の見通し等を記載すること。
また、同ガイドラインにのっとり、「女性・平和・安全に関する国連安全保障理事会決議第1325号」に基づく国別行動計画の策定に関する状況を記載すること。
- ・ 第3次基本計画で設定した数値目標等について、その結果を示す場合、可能な限り、第3次基本計画に取り入れられている最終見解の指摘事項の進捗状況等をデータ等も用いて記載すること。
- ・ 報告を作成するに当たっては、女子差別撤廃条約の各章の構成に沿ったものとしつつ、政府の取組と最終見解における個別の指摘事項との対応が明らかとなるよう工夫すること。また、当専門調査会が本意見中1.に盛り込んだ事項について、政府に取組を求めていることを記載すること。
- ・ 報告を作成するに当たっては、当専門調査会において実施したNGOからのヒアリングの際に表明された意見や提出資料を参考とするとともに、NGO等との意見交換の機会を設けるなどNGO等との建設的な対話を進めること。
- ・ 女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけた最近の取組についても、女子差別撤廃条約及び最終見解の指摘への対応に関連づけつつ、施策の積極的位置づけや具体的内容を盛り込むこと。
- ・ 東日本大震災を機に顕在化した防災・復興における課題への対応として「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を取りまとめたこと、地方防災会議において女性委員の割合が増えつつあることなどこの間の取組により成果が表れた事項を可能な限り数値も用いながら盛り込むこと。
- ・ 女子差別撤廃委員会が求める報告の提出期限(平成26年7月)までに提出できるよう報告の作成を進めること。

(2) 各論

最終見解の個別項目に関して、報告を準備する際に留意すべき事項は以下のとおりである(最終見解における項目名に対応)。

ア 差別的な法規定

- ・ 1.(2)アで述べた最高裁判所決定の内容及び同決定を踏まえた法改正の対応状況について盛り込むこと。
- ・ 最終見解で指摘されたその他の民法及び戸籍法の規定に関する検討状況及び今後の方針を盛り込むこと。このうち再婚禁止期間については、その廃止

について現段階では受け入れられない理由及び短縮の方向で検討している理由も盛り込むこと。

イ 条約の法的地位と認知度

- ・ 女子差別撤廃条約選択議定書の批准について、批准に対して障害になっている課題及びその克服のために必要と考える事項並びに政府内における現在の具体的な検討状況を盛り込むこと。

ウ 差別の定義

- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の間接差別の定義に関して、労働政策審議会雇用均等分科会における議論及びこれを踏まえた対応状況を盛り込むこと。

エ 暫定的特別措置

- ・ ポジティブ・アクションを実施している企業において、女性の活躍促進についてどのような成果が表れているか、数値を用いて盛り込むこと。
- ・ 基本問題・影響調査専門調査会において、平成24年12月、行政、雇用、補助金、公共調達分野のポジティブ・アクションの推進に向けた検討に係る議論を取りまとめ、これを受けて25年4月には男女共同参画会議が、公共調達や各種補助事業を通じた女性の活躍促進を含む取組を政府に求めたことを盛り込むこと。

オ 女性に対する暴力

- ・ 女性に対する暴力に関する専門調査会が、性犯罪への対策の推進に関し、強姦罪の見直し等による性犯罪への厳正な対処や、パープルダイヤルから性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターに至るまでの取組を取り上げ、報告を取りまとめているところ、その提言内容を盛り込むこと。
- ・ 第3次基本計画にも具体的な取組として盛り込まれている性犯罪に関する罰則の在り方の検討について、今後の見通しを可能な限り盛り込むこと。
- ・ 児童ポルノ対策について、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき政府が行っている各種の取組を盛り込むこと。
- ・ 人身取引に関して、需要の抑止等による性的搾取を防止するために講じている各種の取組を盛り込むこと。

カ 教育

- ・ 女性研究者の活動支援、女子学生・生徒の理工系分野への進学促進策について、政府において行われている取組を盛り込むこと。

キ 健康

- ・ 最終見解において、可能であれば改正するよう勧告されている人工妊娠中絶を犯罪とする法令について、配偶者からの暴力被害者や性犯罪被害者の人

工妊娠中絶に係る同意の在り方に関する多様な意見も踏まえ、刑法の墮胎罪の規定に関する考え方及び母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）に関する説明を盛り込むこと。

ク 社会的弱者

- ・ 障害のある女性に対する配慮について、「障害者基本計画（第 3 次計画）」（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定）に盛り込まれた事項について記載すること。

ケ その他の条約の批准

- ・ 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准に関する検討状況や課題を盛り込むこと。

監視専門調査会の開催状況

平成 25 年 4 月 26 日

男女共同参画会議において、監視専門調査会の今後の調査方針として「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況の監視を行い、同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見の取りまとめを行う」旨を決定。

【第 18 回】

平成 25 年 5 月 31 日（金）

- 女子差別撤廃委員会の最終見解に対する取組状況の監視についての今後の進め方

【第 19 回】

平成 25 年 6 月 24 日（月）

- 有識者ヒアリング

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク

永井 よし子 日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク代表世話人

山下 泰子 文京学院大学名誉教授・国際女性の地位協会会長

柚木 康子 日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク世話人

坂本 洋子 特定非営利活動法人 m ネット・民法改正情報ネットワーク
理事長

【第 20 回】

平成 25 年 7 月 31 日（水）

- 関係府省ヒアリング（内閣府、法務省、文部科学省）

【第 21 回】

平成 25 年 9 月 5 日（木）

- 関係府省ヒアリング（厚生労働省、外務省）

【第 22 回】

平成 25 年 9 月 24 日（火）（女性に対する暴力に関する専門調査会と合同開催）

- 関係府省ヒアリング（内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）

【第 23 回】

平成 25 年 10 月 18 日（金）

- 意見取りまとめに向けた意見交換

【第 24 回】

平成 25 年 11 月 8 日（金）

- 意見取りまとめ

※ 平成 25 年 11 月 6 日（水）

女性に対する暴力に関する専門調査会において意見交換（女性に対する暴力及び人身取引関係部分）

監視専門調査会 委員名簿

平成25年5月17日現在
(50音順、敬称略)

安部	由起子	北海道大学大学院教授
大谷	美紀子	弁護士
◎※鹿嶋	敬	実践女子大学教授
末松	則子	三重県鈴鹿市長
田中	弥生	大学評価・学位授与機構教授
二宮	正人	北九州市立大学教授
廣岡	守穂	中央大学教授
※宗片	恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
松下	光恵	静岡市女性会館館長
山本	隆司	東京大学大学院教授

(◎印：会長、※印：男女共同参画会議議員)

女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿

平成25年5月17日現在
(50音順、敬称略)

阿部	裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
小木曾	綾	中央大学法科大学院教授
※柿沼	トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
苅米	照子	特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま代表理事
田島	優子	弁護士
◎※辻村	みよ子	明治大学法科大学院教授
原	健一	佐賀県DV総合対策センター所長
平川	和子	東京フェミニストセラピーセンター所長
森田	展彰	筑波大学大学院准教授
山田	昌弘	中央大学教授

(◎印：会長、※印：男女共同参画会議議員)